

2012年4月27日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御中

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等(概要)」に関する意見

意見提出者名: NPO法人動物実験の廃止を求める会 (JAVA)

理事長 長谷川裕一 担当 和崎聖子

住所: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町29番31号 清桜404

TEL: 03-5456-9311 FAX: 03-5456-1011 Eメールアドレス: java@blue.ocn.ne.jp

意見

『成猫(1歳以上のねこをいう。以下同じ。)を、飼養施設内を自由に行動し、休憩場所等に自由に移動できる状態で、午後8時から午後10時までの間展示する場合は、平成26年5月31日までの間は、当該成猫に関して、改正省令等中夜間展示規制に関する部分を適用しない。』という、今回検討されている経過措置規定には反対あり、この規定は設けるべきではない。

いかなる種類の動物の、いかなる条件の展示であっても夜間展示はすべきではなく、20時以降は当然のこと、できるならば行政官が監視等できる17時までに営業を終えるべきである。

<理由>

「動物愛護管理のあり方検討報告書」(平成23年12月 中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会)には、「深夜展示については動物の生態・生理(昼行性等)へ配慮し、特に犬や猫の幼齢個体については深夜展示による休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮して、これを規制する必要がある。また、長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられることから、一定時間を超えないなどの措置が必要である。これらの動物へのストレスを軽減するために、購入者の利便性を制約することは許容されるとの意見が強かった。

規制の対象となる動物については、取締り等の実効性を考慮すると、まずは犬や猫を優先すべきであるが、他の哺乳類、鳥類、爬虫類についても規制の対象とすべきとの意見があった。

規制については展示時間や時間帯等の具体的な数値を掲げることが望ましいが、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もある。しかしながら、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮すると20時以降の生体展示は禁止すべきである。」とある。

これには同感であり、これは幼齢個体に限らないと考える。

猫は夜行性であるといっても、夜間に照明がこうこうと照らされている明るい場所におくことは、生態・生理に反する。

また、経過措置規定案の「休憩場所等に自由に移動できる状態」という定義も曖昧で、顧客との接触や視線を完全に避けることのできる別室に猫が自由に移動できる状態と、顧客と同じスペースにいさせられ、単にある程度高い場所に逃げることができる状態ではストレスに大きな差が出る。

よって、いかなる条件の展示であっても夜間展示はすべきではなく、20時以降は当然のこと、できるならば行政官が監視等できる17時までに営業を終えるべきである。

今回の経過措置規定案は主に猫カフェを対象に検討されており、4月16日に開催された「中央環境審議会動物愛護部会(第29回)」では、「猫カフェ連盟準備委員会」(代表 福井隆文氏)よりヒアリングがなされた。

その中で、「営業終了後は体調管理の為、ケージにて猫を休ませる店も多い。営業時間の短縮は狭いケージに入る時間を延ばすだけという結果となり、猫たちのストレスを増加させる恐れがある」、「営業時間の短縮は店舗の無人時間を延ばす結果になる」との説明がなされた。

しかし、そもそも長時間ケージに入れておく、無人の店舗に猫を置いておく、という飼育方法に問題があり、こういった飼育方法を改善させることが先決かつ不可欠である。

さらに、同委員会が中央環境審議会動物愛護部会に提出した猫カフェの写真では、猫たちは店舗のフロア内に放されているとはいえ、スペースのわりに頭数が多く、適切な飼育とは言いがたい。今回の経過措置規定は、こういった猫カフェの不適切な飼育方法を改善させるどころか、容認・継続させるものであり、到底納得できるものではない。

仮に今回の経過措置がとられたならば、対象業種だけでなく、他の業種も経過措置を求めてきたり、今回の経過措置を悪用する恐れすらある。

以上の理由によって、今回検討されている経過措置規定には反対あり、この規定は設けるべきではない。動物愛護法は、「動物のために何が一番良いか」を基準に改正すべきであり、「職業、商売の自由がある」「営業に支障が出る」など、動物を営利目的で利用する業者を優遇するものであってはならない。

以上